

ポツダム宣言

資料：「4. ポツダム」米英支三国宣言（1945年7月26日「ポツダム」ニ於テ）
JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B18090004500、ポツダム宣言受諾関係一件 第3巻（終戦関係調書）（A' . I . O . O . I）（外務省外史史料館）

書き下しと日本語訳

資料のポイント

3画像目

右の画像では、連合国側は「日本国政府が直に全日本国軍隊の無条件降伏を宣言」することを要求しています。それに加えて、日本国政府が誠意を持って実行し、適切かつ十二分な保証を求めることを要求し、もしもそれ以外の選択をした場合は、即座にかつ完全な壊滅があるだけだと強調しています。

右の画像は、「日本国軍隊は、完全に武装を解除せられたる後、各自の家庭に復帰し、平和的且「かつ」生産的の生活を営むの機会を得しめらるべし」とあり、日本軍の武装解除と兵士の帰還について述べられています。

2画像目

北「カイロ」宣言ノ條項ハ履行セラルベク又日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州及四國並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ。日本國軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラルベシ。後各自ノ家庭ニ復帰シ、平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルベシ。吾等ハ日本人民族トシテ奴隸化セントシマハ國民トシテ滅亡ス。

資料について

1945年7月17日にベルリン郊外のポツダムで、戦後について話し合うために、アメリカ・イギリス・ソ連の首脳が集まり会談が行われました（ポツダム会談）。ここでの話し合いをもとに、7月26日にアメリカ、イギリス、中華民国による日本に速やかな降伏を求める対日共同宣言（ポツダム宣言）が発表されました。この会談に出席していたソ連は当初、宣言には加わらなかったものの、8月8日の対日宣戦布告の際にこの宣言への参加を表明しています。

日本をはじめ、ポツダム宣言をラジオ放送を通じて入手します。この資料は日本外務省のもので、2～3画像目にポツダム宣言の日本語訳、4～6画像目に宣言の英文が記されています。

資料の内容

ポツダム宣言は全部で13項からなります。

第1項でアメリカ大統領、中華民国主席とイギリス首相がそれらの国の数億の国民を代表して日本に対して戦争終結の機会を与えることで意見が一致したことを宣言しています。そのうえで、第2項で3カ国には日本が抵抗をやめるまで戦争を継続できる軍事力があることを強調しています。第3項では当時すでに降伏していたドイツのたどった結果をしめしつつ、最高度に連合国の軍事力を使用すれば日本軍の壊滅と日本の国土の完全なる破壊は不可避であると主張し、第4項では「無分別なる打算に依り日本帝国を滅亡の淵に陥れたる、我儘なる軍国主義的助言者に依り、日本国が引続き統御せらるべきか、又は理性の経路を日本国が履むべきかを日本国が決意すべき時期は到来せり」と、日本に降伏を迫りました。

速やかな降伏の勧告につづいて、第5項以降で日本に対する連合国側の条件が提示されています。その際、条件交渉や遅延を認めないと述べています。

第6項以下で書かれているこの宣言の条件の内容は、軍国主義勢力の除去（第6項）、連合国軍による新秩序建設のための占領（第7項）、植民地・占領地の放棄（第8項）、陸海軍の武装解除と兵士の帰還（第9項）、戦争犯罪人の処罰と日本の民主主義的傾向の復活と強化（第10項）、戦争賠償の支払い（第11項）などに関する諸要求でした。そのなかの第8項では、1943年11月のカイロ宣言の「満洲、台湾及澎湖島の如き、日本国が清国人より盗取したる一切の地域を中華民国に返還すること」という条項の履行が確認され、日本国の主権が及ぶ範囲が示されています。

こうした条件を述べたうえで、第12項で上述した目的が達成された後、日本国民の自由意思に従って、平和的傾向を帯び、かつ責任ある政府が樹立された際には、連合国の占領軍はただちに日本より撤収するとしていました。

これらをうけて、最後の第13項で「日本国政府が直に全日本国軍隊の無条件降伏を宣言」することを要求しています。